平成２２年（フ）第１８４４０号
東京都渋谷区本町５丁目31―３―207
破産者　秋山　重成
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４４１号
東京都大田区南六郷２丁目39―11―103
破産者　森岡　幸子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５２５号
東京都東大和市仲原３丁目10―１―Ｃ―101
破産者　原　　麻弥（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５２９号
東京都江戸川区谷河内１丁目20―１　グランドパークハイツ第２―202
破産者　佐藤　昭尾
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５３０号
東京都三鷹市井口２丁目４―31―302
破産者　佐野　明行
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７６号
埼玉県川口市西川口４丁目５―１―304　東京電力西川口独身寮
破産者　馬場　智史
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５９４号
神奈川県川崎市川崎区大島上町20―９―301
破産者　山縣　時雄
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６１６号
埼玉県所沢市上新井３―53―４―206、住民票上の住所東京都日野市南平１丁目10―141
破産者　木内　圭子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６２９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区西久保町15―９―707
破産者　内　　克己
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６３６号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台６丁目６―１
破産者　川崎　一三
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６８４号
千葉県市川市押切11―13　シーガルタウン一番館202
破産者　新井　信哉
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７０９号
東京都荒川区南千住７―29―６―202、住民票上の住所千葉県松戸市平賀230―101
破産者　中山　昭男
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７１０号
東京都西東京市谷戸町１丁目22―１―409、開始決定時の住所千葉県船橋市印内町651リーゼンラート７―108
破産者　増田貴美子
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７１１号
東京都西東京市谷戸町１丁目22―１―409、開始決定時の住所埼玉県新座市野火止１丁目14―11―203
破産者　増田　裕一
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７１７号
東京都台東区日本堤１丁目２―８　ビジネスホテル松葉家318
破産者　嘉納　哲嗣
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４３号
東京都三鷹市井の頭１丁目27―22　畑方103
破産者　米倉　清志
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７４４号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目45―14―103
破産者　米倉久仁子（旧姓塩谷・旧名久仁）
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８７９８号
東京都江東区亀戸２丁目３―13―302
破産者　後藤　常治
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８０３号
埼玉県所沢市北中１丁目190―１―202、開始決定時の住所埼玉県所沢市小手指町３丁目４小手指ハイツＧ―803
破産者　吉田　兼一
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８０４号
千葉県千葉市花見川区花見川１―21―503
破産者　藤井　勝三
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８８１０号
東京都板橋区仲宿45―14
破産者　飯田　康平
1　決定年月日　平成23年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部